

学校法人川口学園 役員報酬・退任慰労金規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人川口学園寄附行為施行細則第8条の規定に基づき、理事又は監事（以下「役員」という）に対する報酬及び賞与並びに退任慰労金等の支給に関して定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員報酬の月額(上限額)はそれぞれ（別表－1）のとおりとする。

2 報酬支給額は、理事会において決定し、必要に応じ改定することができる。

3 理事会等会議への出席等、法人業務のための勤務とは別の業務で非常勤役員が勤務した場合の報酬の日額は（別表－3）のとおりとする。

(賞 与)

第3条 役員には、報酬のほか夏季、年末及び年度末に賞与を支給することができる。

2 賞与の支給額は、理事会において決定する。

(支給方法)

第4条 役員報酬及び賞与の支給方法については、原則として職員に準ずる。

(退任慰労金)

第5条 退任慰労金は常勤である役員が退任したときに本人に支給する。ただし、死亡による退任の場合には、その遺族又はあらかじめ本人が指定したときはその者に支給する。

2 前項の退任慰労金の額は、退任日の属する月の報酬月額に（別表－2）により、在任年数及び支給率を乗じて得た額を上限とする。

(特別功労金の支給)

第6条 在任中に特に功労があったと認められる役員については、退任時に理事会の議を得て、特別功労金を支給することができる。

(在任期間の計算)

第7条 在任期間の計算は役員就任から役員退任までの年数とし、在任1年未満の端数月は月割りとして、1か月に満たない月数は1か月とする。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第5条第1項に規定する遺族の範囲及び順位は、職員退職金支給規程第9条を準用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は評議員会の意見を聴いた後、理事会において行う。

附 則

1. この規程は平成元年4月1日から施行する。
2. この規程は平成19年4月1日から一部改正施行する。
3. この規程は平成23年4月1日から一部改正施行する。
4. この規程は平成31年4月1日から一部改正施行する。
5. この規程は令和元年12月1日から一部改正施行する。

(別表－1)

役員報酬月額 (上限額) (単位:円)

区分	対象者	常 勤 (第2条1項)	非常勤 (第2条1項)
役員A	理 事 長	1,500,000	—
役員B	理 事	1,000,000	120,000
役員C	監 事	1,000,000	120,000

※学長・校長・職員兼務理事の役員報酬は非常勤月額を適用する。

(別表－2)

退任慰労金 支給率

区 分	支給率
理 事 長 であ っ た 期 間	3. 0
理 事 又 は 監 事 であ っ た 期 間	2. 0

(別表－3)

非常勤役員の報酬 (日額) (単位:円)

区分	対象者	学園の設置する学校の入学式、卒業式等への出席	監事研修会等外部主催の行事への参加等
役員B	理 事	5,000	10,000
役員C	監 事	5,000	10,000